

「(仮称)新・港区教育史」

第7章の構成内容として決定する事項

1 第7章の構成について

章・節・項・目・大見出し・中見出し・小見出しの7段階の構成とする。

2 章・節・項の記述内容、記述の順番及びタイトル表記について

章・節・項の記述内容、記述の順番及びタイトル表記については、資料2-3「第7章構成」のとおりとする。

3 目^{もく}の数について

目^{もく}の数については、資料2-3「第7章構成」のとおりとする。

4 目^{もく}・大見出し・中見出し・小見出しの記述内容、記述の順番、記述内容の過不足、表現、全体の軽重バランスについて

資料2-4「第7章内容詳細」のとおりとする。

(ただし、目^{もく}・大見出し・中見出し・小見出しのタイトル表記については、監修者会議及び執筆者会議での検討により変更もありうることとする。)